

綾和会介護職員初任者研修(通信) 学則

第1条 (開講目的)

介護に従事する者が求められる、利用者のためを第一義とする基本理念と専門職としての基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための研修を行い、地域の介護人材の確保と介護サービスの向上を図ることを目的とする。

第2条 (研修事業の名称)

研修事業（以下研修という）の名称は次の通りとする。

綾和会介護職員初任者研修（通信）

第3条 (研修の課程及び形式)

研修の課程と形式は次の通りとする。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

- 2 講義を通信によって行う地域は、静岡県中部ならびに西部とする。

第4条 (事業者の名称・所在地)

本研修は次の事業者が実施する。

名 称 医療法人社団綾和会

所在地 浜松市中区大工町 125 番地

電 話 053-458-8111

第5条 (研修受講費用)

研修参加費用は次の通りとする。(税込み)

- (1) 受講料 100,000 円
- (2) テキスト代 5,000 円 (受講料に含む)
- (3) 傷害賠償保険料 (受講料に含む)
- (4) 補講料(講義・演習) 1 項目 2000 円
- (5) 修了証明書再発行料 1 枚 2000 円

第6条 (保険加入)

介護労働講習等損害保険は(傷害・賠償責任)は、全ての受講者が加入するものとし、それに係る費用は受講料の中に含むものとする。

第7条 (使用教材)

研修に使用する教材は次の通りとする。

・教材

介護職員初任者研修テキスト1 中央法規

介護職員初任者研修テキスト2 中央法規

第8条 (研修時間数等)

「静岡県介護員養成研修指定事務取扱要項」(以下「要綱」という)に基づき、別紙4「研修カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集内容等にてそのつど定める。

第9条 (研修会場)

研修会場と所在地は別紙1「研修会場一覧表」の通りとする。

第10条 (研修期間)

研修期間はおおむね2ヶ月とする。

第11条 (担当講師)

研修を担当する講師は、別紙2「講師一覧表」の通りとする。

第12条 (申込手続き)

受講申込手続きは次の通りとする。

- (1) 当法人指定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送または持参により申し込む。但し、定員に達した場合は受付終了とする。
- (2) 申込受け開始は、概ね開講日の4週間前とし、開講日の1週間前に締め切るものとする。
- (3) 当法人は申込内容を確認後、受講決定と受講料支払いのための書類を受講者宛に送付する。
- (4) 受講者は受講料支払いの書類が到着後、指定の期日までに受講料を納入する。
- (5) 当法人が受講料の納入を確認できた後、受講手続きが完了したものとみなす。

第13条 (受講料納入後の解約)

受講料納入後の解約については、受講開始日までは全額返金し受講開始後は返金しないものとする。

第14条 (受講者の本人確認の方法)

受講申し込みの受付の際に以下のいずれかで本人確認を行なうこととする。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カードの提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示
- ・ 学生証の提示

第 15 条（研修修了の認定）

第 8 条に定めるカリキュラムを全て履修後に 1 時間程度の修了評価を受けて、一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目について、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第 1 項の修了評価は、筆記試験により行うこととして、100 点満点として A(80 点以上)、B(79～70 点)、C(69～60 点)、及び D(60 点未満)の区分で評価する。D 評価を得た者については、必要に応じて補講を行い、原則として修了者と認定するに足るまで再評価を行う。
- 4 通信課程の添削評価は、100 点満点として A(80 点以上)、B(79～70 点)、C(69～60 点)、及び D(60 点未満)の区分で評価する。D 評価を得た者については、再度課題を課し、原則として履修者として認定するまで再評価を行う。

第 16 条（遅刻、早退、欠席の取り扱い）

別に定める時間割表に基づき、遅刻、早退についてはいかなる場合も欠席とみなす。

第 17 条（補講について）

事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、第 6 条に定める研修費用を支払い研修期間内での補講（振替受講）を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。

第 18 条（受講の取り消し）

次の各号の一に該当するものは、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことが出来る。

- （1）学習意欲が著しく欠け修了の見込みが無いと認められるもの
- （2）学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げるもの
- （3）他の受講者の学習を著しく妨げるもの

(4) 自力で演習内容を行なうことができないもの

(5) その他事業者が不適切とみなしたもの

受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については書面に
て理由を提示した上で全て無効とする

第 19 条 (修了証書等の交付)

当法人は研修修了者に対して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める修了証
明書及び携帯用修了証明書を交付する。修了証明書の紛失などがあった場合は、
修了者の申し出により有料にて再交付をする。

第 20 条 (修了者管理の方法)

研修修了者については、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、
住所などを要綱に定める修了者名簿で作成・管理し、静岡県知事に報告する。
また、修了者名簿については永年管理する。

第 21 条 (その他の留意事項)

研修事業の実施に当たり、以下の通り必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して以下の通り苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、
苦情及び事故が発生した場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：医療法人社団綾和会 法人本部 電話 053-458-8111

(2) 著作権について本講座で使用する教材、質問回答、回答解説等の著作権
物に対し次の通り禁止する。

① 著作物の複製・転用・転載・インターネットによる公衆送信・販売・譲渡
などを行なうこと。

② 方法、理由を問わず、講義内容を音声または画像にて記録すること。

第 22 条 (個人情報管理)

当該研修における個人情報について厳正に管理を行なう。

当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情
報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用しない。

2 受講生は、研修中に知りえた個人情報を他に口外しないこととする。

第 23 条 (施行細則)

この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めのない事項で必要があると認
められる場合は、当院がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は平成29年 月 日から施行する